

# 公募についての説明書

## 1 件名

令和7年分 財産評価基準を定めるための森林の立木の標準価額に関する意見価格等の調査等業務

## 2 業務内容

相続税及び贈与税等の課税における森林の主要樹種の評価の基準となる標準価額の評定に必要な調査を行う。

なお、詳細については別添「森林の立木の標準価額に関する精通者業務仕様書」（以下「別添」という。）を参照する。

## 3 業務期間

本契約締結日から令和6年10月1日（火）

## 4 契約の方法

随意契約

## 5 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) その他、本説明書、別添に記載された条件を満たす者であること。

## 6 本説明書等の配付方法

本説明書及び別添並びに希望届出書等の提出書類等については、公告日以降、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/chotatsu/buppin/01.htm>）に掲載するため、ホームページからダウンロードする方法により入手すること。

## 7 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時（必着）

## (2) 提出先

〒540-8541 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第三号館  
大阪国税局 課税第一部 資産評価官 審査指導係  
電話 06-6941-5331 内線2666

## (3) 提出方法

イ 提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をもって希望届出書等を送付する。この場合、封筒に「令和7年分 森林の立木の標準価額に関する精通者等の希望届出書在中」と朱書し、提出期限までに提出先へ到着するよう送付する。

ロ 希望届出書等を提出先に持参し、提出する。

## (4) 提出書類

イ 別紙1「森林の立木の標準価額に関する精通者の希望届出書」

ロ 別紙2「指名停止等に関する申出書（森林の立木の標準価額に関する精通者用）」

なお、この希望届出書等の提出書類の押印は不要である。

## (5) その他

イ 公募に参加しようとする者は、「募集の公示」、本説明書及び別添の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 大阪国税局（以下「当局」という。）へ提出した上記(4)の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

## 8 希望届出書の無効

本説明書及び別添に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

## 9 契約保証金

全額免除する。

## 10 請書作成の要否

請書の作成を要する。

## 11 契約者の決定方法等

希望届出書等の必要書類を上記7に掲げる提出期限までに提出した者のうち、上記5に掲げる条件及び別添の2に定める選任基準により選任された者個人又は選任された者が主宰若しくは所属する法人（個人事業者を含む。）と契約を締結する。

なお、応募者が多数のときは、選任基準に該当しても選任されない場合があり、その場合にお

いて、選任しない旨の連絡は行わない。

## 12 報酬

### (1) 報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は別添のとおりとする。

### (2) 報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

### (3) 報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

## 13 問合せ先

### (1) 別添に関する事項

大阪国税局 課税第一部 資産評価官 審査指導係

電話 06-6941-5331 内線2666

### (2) 契約に関する事項

大阪国税局 総務部 会計課 経費第一係

電話 06-6941-5331 内線2180

## 14 その他

(1) 交付書類は、「令和7年分 財産評価基準を定めるための森林の立木の標準価額に関する意見価格等の調査等業務」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

(2) 申込みに係る費用は、申込者の自己負担とする。

(3) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当局に対し書面により届出を行い、当局担当者及び受託者が協議の上、当局が承認した場合はこの限りでない。

(4) 本説明書及び別添に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局に確認の上、指示に従うこと。

# 請 書 (案)

収入印紙

不要

支出負担行為担当官  
大阪国税局総務部次長 殿

- 1 契約件名 令和7年分 財産評価基準を定めるための森林の立木の標準価額に関する意見価格等の調査等業務
- 2 業務内容 別添「森林の立木の標準価額に関する精通者業務仕様書仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 履行場所 仕様書に記載する場所
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年10月1日
- 5 予定数量 仕様書に定める意見価格等の提出を求めた指定樹種数
- 6 契約単価 1樹種当たり24,550円（うち消費税額及び地方消費税額2,231円）

## 7 その他

- (1) 本業務は、仕様書のとおり履行する。
- (2) この請書によって生じる権利又は義務を、第三者（当社の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は継承しない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により貴局へ申請し、承認を得ることとする。
- (4) 本業務の遂行上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用しない。
- (5) 上記に違反したときは、解除又は損害賠償の責を受けても異議を申し立てない。
- (6) 本業務について監督を受ける場合は、監督職員の指示に従う。
- (7) 本業務に係る検査については、業務終了の日から10日以内に受ける。
- (8) 本業務は、上記(7)の検査に合格したときをもって業務の完了とする。
- (9) 完了した本業務について、契約単価に業務の完了した数量を乗じて算出した金額の支払を請求する。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。この契約に係る代金は、適法な請求書を提出した日から、30日以内に支払を受ける。  
なお、期限内に支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する条項に定めるところによる。
- (10) 本業務上の行為により生じた損害は、弊社が負担する。

## 8 その他定めのない事項については、当事者双方の協議を行う。

上記のとおりお請けします。

令和6年〇月〇日

住 所 【受託者】  
氏 名

## 森林の立木の標準価額に関する精通者業務仕様書

### 1 件名

令和7年分 財産評価基準を定めるための森林の立木の標準価額に関する意見価格等の調査等業務

### 2 森林の立木の標準価額に関する精通者の選任基準

下記5の(1)に掲げる条件に該当し、森林の立木の標準価額に関する精通者（以下「立木の精通者」という。）へ選任されることを希望する者（以下「立木の精通者候補者」という。）の中から、意見価格等の提出を求める地域（以下「指定林業地帯」という。）ごとに、次の上位の基準に該当する者から、実際に意見価格等の提出を依頼する立木の精通者を選任する。

(1) 指定林業地帯の立木に係る業務を行っている、次に掲げる者

イ 森林組合の役職員

ロ 素材業者又は製材業者に勤務する者

(2) (1)のほか、指定林業地帯における立木の価格に精通している者

なお、応募者が多数の場合は、当該応募した者の指定林業地帯の立木に関する業務内容、実績、経験、勤務先等を総合勘案して選任することから、選任基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

また、指定林業地帯及び立木の精通者に意見価格等を求める樹種（以下「指定樹種」という。）等については、次表のとおりである。

府 県	指定林業地帯	評価担当税務署	指定樹種
滋賀県	湖 南	大 津 署	杉 ひのき
京都府	由 良 川	上 京 署	
大阪府	大 阪	堺 署	
兵庫県	揖 保 川	神 戸 署	
奈良県	吉 野	奈 良 署	
和歌山県	紀 南	和 歌 山 署	
京都府	北 山	上 京 署	北山杉

### 3 立木の精通者の業務内容

立木の精通者は、指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官から意見価格等の提出を依頼された指定樹種について、意見価格等の調査等を行う。

なお、具体的には、指定樹種ごとに標準立木についての意見価格、意見価格の対前年比、評定理由、標準伐期及び地利級等に関する意見とする。

また、意見価格は、評定基準日（令和6年7月1日）における指定樹種ごとの標準立木の1ヘクタール当たりの予想売買価格とし、この場合における標準立木とは、①標準伐期にあること、②標準立木材積であること、③小出し距離が300メートル、小運搬距離が30キロメートルにあることの全ての条件に該当する立木をいう。

おって、標準立木が存在しない場合には、標準立木に該当する森林の立木が実在するものと想定し、その標準立木について精通者意見価格等を求めることとする。

- ④ 提出した意見価格等について再検討の指示があった場合は、速やかに当該意見価格等の再検討を行い、必要に応じて訂正すること。

#### 4 提出書類、提出期限等

	提出書類	提出期限	提出先
1	精通者意見価格調書	令和6年10月1日(火)	指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官
2	精通者意見価格調書(続)		
3	その他、別途指示のあった書類	令和6年10月1日(火)までの別途指定する日	

#### 5 応募手続等

##### (1) 応募資格

指定林業地帯の指定樹種の価格に精通していると認められる者で、適正な森林の立木の標準価額に関する意見価格調書を提出することができる次に掲げる者とする。

イ 森林組合の役職員(所属先の森林組合を含む。)

ロ 素材業者又は製材業者に勤務する者(所属先の素材業者又は製材業者を含む。)

ハ 上記イ及びロのほか、指定林業地帯の立木の価格に精通している者

##### (2) 募集人数

指定林業地帯の指定樹種ごとに3名

##### (3) 立木の精通者の選任の取消し等

当局が選任した立木の精通者について、上記(1)イからハの応募資格に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

#### 6 選任連絡

立木の精通者候補の中から、実際に意見価格等の提出を依頼する者を選任し、令和6年9月6日(金)までに指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官から連絡する。

なお、立木の精通者候補であっても、必ずしも選任されるとは限らないため、その場合において選任しない旨の連絡は行わない。

#### 7 報酬

意見価格等の提出を依頼した指定林業地帯の指定樹種ごとに、24,550円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払う。

#### 8 「森林の立木の標準価額に関する精通者の希望届出書」等に記載した内容の維持

森林の立木の標準価額に関する精通者及び当局と契約を結ぶ者は、契約期間が終了するまで、

「森林の立木の標準価額に関する精通者の希望届出書」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

## 9 依頼の取消し

次に掲げる場合は、意見価格等の提出の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払は行わない。

- (1) 上記5(1)の応募資格に該当しないこととなった場合
- (2) 上記2の選任基準に該当しないこととなった場合
- (3) 上記4の表の提出書類欄に掲げる書類を期限までに提出できる見込みがない場合
- (4) 指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官の指示に従わない場合等、その他立木の精通者の業務の円滑かつ適正な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

## 10 情報の公開

上記4の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める標準価額の評定根拠となるものであり、標準価額の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

## 11 その他

- (1) 「森林の立木の標準価額に関する精通者の希望届出書」の記載内容に変更があった場合は、大阪国税局資産評価官へ直ちに連絡し、その指示に従う。
- (2) 意見価格等の提出を依頼する指定樹種は、指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官が指示する。
- (3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。  
また、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、精通者意見価格調書等の提出後、指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官の指示に従い、返却する。
- (4) 指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官が開催する説明会、打合せ会等に参加する。  
なお、出席に伴う交通費等は、自己の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めがないものについては指定林業地帯の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は大阪国税局資産評価官の指示に従う。